

雲仙市ふるさと納税観光商品 PR 業務仕様書

【事業名】

雲仙市ふるさと納税観光商品 PR 業務

【業務の目的】

令和3年夏の豪雨により被災した雲仙温泉をはじめ、コロナ禍における観光需要の低下により小浜温泉そして国見地区など雲仙市の基幹産業である観光関連産業が未曾有の苦境に喘いでいる状況にあります。しかしながら、西九州新幹線の開通やJRによるデスティネーションキャンペーン、観光庁の支援による観光施設の建て替え・リノベーション推進、その他国県市等による旅行支援事業等強力な追い風が吹いていることも事実でございます。

また、それらの課題解決に向け、一般社団法人雲仙観光局（以下「当局」という）が設立され、雲仙市全体のブランディングとマーケティングを行い、魅力ある一次産業との連携強化による地域事業者の価値向上・儲かる環境づくりへの緒についたところであり、その取り組みのなかでも、ふるさと納税については、雲仙市及び事業者への効果も大きいことから特に注力すべきものとして位置づけているところであります。但し、核となる返礼品を有しない本市においては納税額において他市の後塵を拝している状況にあります。その返礼品アイテムとしては、農畜水産品や加工品が上位にありますが、更なる商品の磨き上げや新たな掘り起こしなどが求められております。なかでも今後、観光施設のリニューアルが進むことをかんがみると、下位にある宿泊券の伸びしろが大きいと考えられるとともに、国内旅行や近場旅行などの需要拡大等現在のトレンドを捉えることこそ、雲仙市観光浮揚のチャンスでもありと考えております。

つきましては、未曾有の観光危機からの脱却として、西九州新幹線開通や様々な支援に軌を一にする雲仙市ふるさと納税返礼品のプロモーションを行い積極的な誘客につなげることを目的といたします。

【業務期間】

契約を締結した日から令和5年2月28日迄

【事業費】

5,500,000円（消費税及び地方消費税含む。上限額）

【業務概要】

- 1、 雲仙市ふるさと納税返礼品へ当局が登録している観光商品のプロモーションを企画・実施すること。
- 2、 雲仙市ふるさと納税返礼品全体に関するプロモーションを企画・実施すること。

【業務内容】

（ア）基本コンセプト設定

雲仙市ふるさと納税返礼品の当局が登録している観光商品及び雲仙市ふるさと納税返礼品全体のプロモーションに関する基本コンセプトを設定し、ブランディングを行う。

（イ）ターゲット設定

プロモーションを実施するうえでターゲットとなる地域及び客層を設定する。

(ウ) プロモーション実施

(ア)・(イ) に基づいたプロモーションを企画し、実施する。

(ア)・(イ) に基づいた効果的な広告・情報発信方法を設定し、実施する。

既存のふるさと納税サイト及び雲仙ポータル等との連動したプロモーションを行うこと。

※実施時期については、ふるさと納税の寄付が集中する12月に最大限効果が表れるようなスケジュールで実施すること。

(エ) 関係各所との調整

雲仙市のふるさと納税関連部署及び関連事業者等の関係各所との調整を行う。

(オ) その他

- ・当該本業務の企画・実施に係る準備運営及び各種調整の一切を行うこと。
- ・当局や関係各所との連絡調整を緊密に行うために、専属の担当者をおくこと。
- ・業務内容に係る「実施計画書」を作成すること。
- ・企画立案・プロモーション実施・運営の具体化や仕様書に定めない事項については、雲仙観光局と協議の上決定すること。
- ・詳細なプロモーション内容については、当局及び雲仙市と別途協議の上決定すること。
- ・デザインの著作権は当局に属するものとし、印刷物の場合は使用する最終版の版下をPDF及びJPEGの両形式で雲仙観光局へ提出すること。
- ・受託者が本件業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

【注意事項等】

- ・事業実施に伴い知りえた個人情報や他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- ・事業実施に伴うスタッフ・アルバイト等の就労について、労働関係法令等を遵守すること。

【その他】

新型コロナウイルスの発生状況及び流行を注視し、その状況に応じてその都度両者協議のうえ業務遂行を判断するものとする。

【完了納品物及び検査完了条件】

①完了納品物

本件業務委託終了時には、次の成果物等を整備して提出すること。

- (1) 業務報告書（任意様式） 3部
- (2) 上記提出物データを保存したCD又はDVD 3部
- (3) その他委託者が指示するもの

②完了検査

令和5年2月28日までに全ての業務を完了した上で、直ちに①で定める納品物及び業務完了届を提出し、当局の実施する検査に合格したことをもって業務完了とする。

【業務の適正な実施に関する事項】

- ・関係法令の遵守
本委託業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・管理業務

受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が当局の責めに帰する理由による場合においては、この限りでない。

- ・ 守秘義務

受託者は、本委託業務において知り得た情報を厳重に管理し、関係者以外に漏らしてはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本仕様で定めた契約期間が終了した後であっても、同様とする。受託者の雇用人が、異動、退職等により本委託業務を離れる場合についても、受託者は、その者に対し取得情報を秘匿させなければならない。また、再委託先又は 再々委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

- ・ 立入検査等

当局は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。